

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正に伴う取扱いの
変更に係る処理業（収集運搬業・処分業）変更届出の手引き

令和3年7月

沖縄県環境部環境整備課

1 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正

建築物等の解体等を行う際の石綿の飛散を防止することを目的に、大気汚染防止法が令和2年に改正され、この改正内容に応じる形で令和3年3月30日に環境省により石綿含有廃棄物等処理マニュアル第3版が公表されました。

本改訂によって、石綿含有仕上塗材（一部の工法（※）により除去されたもの）が廃棄物となったものについては、「汚泥に該当する可能性がある。」とされたことに伴い、許可において、その取扱いを明らかにすることになりました。

※高圧水洗工法等により除去され、泥状の状態で廃棄物となったものが該当

2 産業廃棄物処理業許可証の取扱い

沖縄県では、許可証について、下記のとおり取り扱います。

- 現在、「廃プラスチック類」、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」を取り扱う場合は、当該廃棄物の種類ごとに、石綿含有産業廃棄物を「含む」又は「含まない」旨を明記するよう案内しているところですが、「汚泥」を取り扱う場合についても、石綿含有産業廃棄物を「含む」又は「含まない」を明記することとします。
- 現に「汚泥」の許可を有し、かつ、他の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有している者は、処理基準等を遵守する限りにおいては、次回の更新又は変更の許可まで、「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」の取扱いを続けることができます。
- 更新又は変更の許可申請の前に許可証への記載を希望される方については、変更届出の提出が必要です（手数料不要）。
- 石綿含有産業廃棄物を取り扱わない旨の許可を受けた業者が、その後、石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、変更許可が必要となります。

3 変更届出の提出書類（正副2部）

（1）収集運搬業積替保管なし

- ア 様式第11号
- イ 様式第六号の二（第1、5、7面）
- ウ 直近の許可証の写し

（2）収集運搬業積替保管あり

- ア 様式第11号
- イ 様式第六号の二（第1、3-2、5、7面）
- ウ 直近の許可証の写し

（3）処分業（最終処分（管理型埋立）に限る）

- ア 様式第11号
- イ 様式3-1中「4. 最終処分場」
- ウ 直近の許可証の写し

5 提出先

許可証の交付を受けた保健所
 (各保健所の連絡先・住所と管轄区域)

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中 2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-989-6610 沖縄市美原 1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846 南風原町字宮平 212	那覇市(那覇市の事務を除く。)、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町